

令和2年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示110号

令和2年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月3日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年9月15日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月17日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
-----------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、鈴木崇容君、2番、常包恵君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 おはようございます。3番、小山です。よろしくお願ひします。議長、ちょっと座って構わんですか。

それでは、まず最初に、新型コロナウイルス感染症について伺いたいと思います。

感染抑制は経済再生の大前提ではないのかということでもあります。国は感染の第1波で学んだことを学習せず、第2波の今も感染を抑え込む有効な対策を打てないままに放置しております。ただただ国民に自粛と自衛を訴えるのみであります。感染経路を遮断すれば感染は抑えられますが、それをしない。感染は広がっても、経済を回すというブラジルやアメリカが取った対策を今の日本が取っている。このやり方でうまくいっている国は一つもありません。肝腎の感染対策がほったらかしにもかかわらず、日本は検証もなしに経済を回そうということで、Go Toトラベルキャンペーンを進めてしまいました。

感染をしっかりと抑え込むことが経済活動の大前提であります。オーストラリアやドイツも経済を回そうとするけれども、感染者が増えたら、すぐにその地域をロックダウンしてしまいます。ところが、日本はまだ医療のキャパがあるといって広げるままにしてきました。そして、沖縄をはじめとする全国へ感染を広げ、第2波を引き起こしました。これだ

け日本中に感染が広がってしまったら、抑えるためには巨大な投資をしないとイケないし、時間もかかります。経済を優先した挙句、さらに大きなダメージを被るという全く愚かなことを、今、やっております。

付け加えれば、第1波が終わった頃から科学的な対応が政治的な問題に置き換えられています。政府が専門家会議を分科会にしたことで、専門家は政治家の方針に従いなさいと、分科会では誰が何を言ったか一切分かりません。提言のどこが科学に基づいて、どこが政治家や官僚の思惑なのか分からなくなっております。

さて、7月15日、厚生労働省は保健所が行う新型コロナウイルス感染症の行政検査について、有症者と濃厚接触者などに制限してきた方針を改め、特定の地域や集団、組織等で、1、患者が複数発生するなど感染の確率が高いこと、2、接触を生じやすいなどクラスター連鎖が生じやすい状況であること、この条件に該当する場合を新たに対象に加える方針を示しました。

方針は同省、新型コロナウイルス感染症対策推進本部が発出した新型コロナウイルス感染症に関わる行政検査に関するQ&Aについて示されたものであります。同本部によれば、通知が示す条件に該当すれば、特定の地域や介護施設など、集団、会社や事務所など組織に属する人全員を検査対象にすることが可能としています。また、新たに対象となる人は、保健所が特定する濃厚接触者とは区別され、14日間の健康観察の対象とせず、自宅待機も求めないとしています。

政府厚労省は、当初、新型コロナウイルス感染症の行政検査を発熱など強い症状の患者に限っていましたが、検査拡大を求める世論を前に、5月末には無症状の濃厚接触者にまで拡大しました。ところが、感染者が出た東京都の都立学校や都営地下鉄で保健所が濃厚接触者に特定した人以外の同じ職場の人から新たな感染者が判明する事態が相次いでおりました。また、病院や介護施設で感染が発生した場合も、初動の行政検査が濃厚接触者に限定されたため、感染拡大を防げなかった例が指摘されております。

6月10日の衆議院予算委員会で、我が党の志位委員長は、地域で感染拡大の兆しがあれば、医療、介護、福祉施設の関係者に対しては、国の責任において、無症状者も含めて積極的にPCR検査を行うという方針を明確にするべきではないか、こうただしていただき、7月9日の参議院内閣委員会で、我が党の田村副委員長も、濃厚接触者にとどめず、感染者と同じ部屋で勤務していたなど、感染の可能性が高い者は早急に検査対象に加える必要があると対象拡大を求めておりました。政府厚労省が検査対象の拡大を通知したのは前向きな変化であります。

そこで、執行部にお聞きいたします。厚労省や県からの通知、通達から現在の行政検査の範囲はどこまでなのか、検査はどこまで許されているのか、その範囲を教えてください。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の、感染抑制は経済再生の大前提ではないのかという御質問に

お答えいたします。

まず、防疫体制の早急な確立につきましてお答えいたします。

ここでは防疫と同意としますので、感染症の拡大防止の観点でお答えをいたします。

まんのう町におきましても、町立の診療所、業務委託の特別養護老人ホーム、また、福祉保険課内では介護認定部門、障害の区分認定、地域包括支援センターで行う居宅介護支援、いわゆるケアプランの作成など、健康増進課内では健康相談、健康診査、健康指導など、住民と直接関わる職員がおります。

高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版、また、新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安、総務省からの職場等における新型コロナウイルス感染防止についてなどに基づいた対策を講じております。

また、マニュアル等で記載はされていますが、発熱確認に対する毎日の体温測定、せきエチケット等につきまして、必ず励行するよう指示しておるところでございます。

次に、インフルエンザ流行期までの対策についてお答えします。

先般の新型コロナウイルス感染症対策推進本部におきましては、季節性のインフルエンザの流行期には発熱等の症状を訴える方の大幅な増加が見込まれることから、さらなる検査体制、医療提供体制の確保、拡充に取り組むこととされました。

これまでの仕組みでは、帰国者・接触者相談センターに相談し、その判断を踏まえて帰国者・接触者外来につながる流れでしたが、これからは身近な医療機関に直接電話相談し、診療や、必要であれば、検査までが可能な医療機関を受診する仕組みが構築されます。

発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医があればかかりつけ医、なければお近くの内科や、子供さんであれば小児科にまず電話で問合せ、そこで受診、検査をしていただく流れになります。

かかりつけ医がない、あるいは対応できないなどの場合は、帰国者・接触者相談センターが受診・相談センターとなって相談に応じ、診療、検査の対応が可能な最寄りの医療機関が案内されるという体制整備が行われますので、今後とも関係機関との連携を一層強めてまいります。

また、香川県がインフルエンザ予防接種の積極的な接種を促すことで、インフルエンザの患者を減らし、医療機関の負担軽減を図るため、子供や高齢者などのインフルエンザ予防接種及び高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの接種の費用の一部助成を予定しております。

詳細につきましては、助成内容や実施方法が決まり次第、広報等でお知らせいたしますので、できる限り多くの方に予防接種を検討いただき、重症化予防に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 御丁寧にありがとうございます。

消防署の職員、診療所の医療従事者、老人施設、介護施設の従事者、福祉業務の職員、

あるいは教育現場、保育現場で働く先生や保母さんなど、最前線で働く人たちは、毎日、コロナ感染の危険にさらされております。予防対策として、これらの人たちの行政検査を早急に行う必要があると私は思います。

もしも、今、消防署で感染者が出て、業務停止、あるいは業務に支障が出た場合、救急車は本当に来れるのか、火事があった場合、火を消せるのか、社協の職員が感染したら、町の福祉業務どうなるのか、本当に心配であります。

先ほど町長から町の危機管理対応策とか一部マニュアルについて説明ありましたが、改めてこういう状況を想定しているのかどうなのか、お答えをお願いできればと思います。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 小山議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、御質問の消防署の関係でございます。これにつきましては、当町はまんのう町と琴平町でしております一部事務組合、仲多度南部消防、ここに問合せをかけている中身で御説明をさせていただきますが、まず、対応につきましては、消防署内の新型コロナウイルス感染症に罹患した職員が発症した場合の対応規定というのをつくっているそうです。それによりますと、琴南出張所も含めて、施設内での職員の異動も含めてまずは対応する。その次には、香川県消防相互応援協定、これに基づきまして、丸亀・善通寺・三豊広域消防本部、そこに出勤要請を行いまして、緊急の場合でも火災、救急に対応するというところでございました。

あと、社会福祉協議会につきましては、協定というのは特につくってはございませんが、相互理解の下で、町内におけるヘルパーを保有しております各事業所、ここの連携によって対応しているということをお聞きしております。

なお、まんのう町の場合につきましては、まんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画というのが、前の新型インフルエンザが流行したときに、平成26年4月に行動計画をつくっております。これに準拠しまして、今回の新型コロナウイルス感染症に対する行動計画、それと業務継続計画、それによって対応を取るべく進めております。

それと、今年に入って、他県の滋賀県であったと思いますが、大津市におきましては、職員が陽性が発生して、まずは係が閉鎖になり、課が機能停止となり、最終的には本庁が閉鎖になったという経緯も聞いておりまして、そのときの対応、そういったものも参考にさせていただいて、対策本部の中で協議をしてまいった経緯がございます。ということで、対応しているということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。私は無症状感染者が4割ほどいると言われる中、新型コロナにいつどこで感染するか分からず、自分が無症状感染者となって、周りの人にうつしはしないだろうか、疑心暗鬼になっている町民を安心させる責任が町にもあると思います。まずは日々感染の危険にさらされている人だけでも早急に行政検査を行う

べきだと考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 小山議員さんの御質問にお答えいたします。

広く行政検査を行うべきという点についてですが、まず、先ほど町長から説明がありましたように、今後、受診体制、相談体制が変わっていくこととされています。こちらが図なんですけども、後ほど、タブレットに上げさせていただきます。

この方針によりますと、地域、身近な医療機関でも相談から検査までできるという体制整備を広げるとともに、PCR検査も充実したものとしていくという二本立てで進んでいくものと思われま。

どなたも不安を抱えるという点はあるかと思いますが、先ほどお話に出ました行政検査には二通りありまして、保健所が感染法に基づき行うものと、医師の判断により行われるものがあります。希望すればどなたでも受けれるという体制ではありませんので、そこは御理解いただきたいと思ひます。

なお、9月15日付で厚労省より新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針というものが出ております。これに沿って、国、県の御指導を仰ぎながら、地域の医療体制、新しいものへと変わっていくものと思ひますので、関係機関と調整を進めていきたいと思ひます。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 私はコロナの第1波で国は何も学習しなかったと言ひました。国はそれ以前からも学んではおりませんでした。2010年6月10日に新型インフルエンザH1N1のとき、その対策総括会議報告によれば、2010年にです、今後の課題として、意思決定プロセスと責任主体を明確化すると。専門の医療機関、必要な財政支援、保健所や地方衛生研究所、組織や人員体制の大幅な強化、PCR検査を含めた検査体制、こう指摘をしております。これらの専門家からの警告を聞かず、課題を先送りし、最前線の保健所は崩壊のふちにあったのに、何の手だても取らず、その後、保健所を半分近くにまで減らす、医師を減らす、公立・公的病院は統廃合して減らす。幸か不幸か、その後、日本にSARSやMERSは入ってきませんでしたけれども、アジアではそれなりの対策を取った国もありました。しかし、日本は防疫体制を逆に縮小し続けてきたのであります。それが現在の脆弱な医療体制の根本にあるものであります。根本的準備を怠っておきながら、とても先進国とは言えないコロナ対応を、今、行っておるのであります。

国内にマスクがない、消毒液がない、防護服が足りない、PCR検査着が足りない、こういう声が出ました。私はまさに驚きでありました。食料、エネルギーをも海外に頼ってきた経済の在り方がこの機会に見直されるべきと思ひます。

内需、家計を経済政策の軸に据え、人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国でつくる、そういう経済への転換が求められていると私は先の6月議会でも言ひましたが、重ねて指摘をしておきたいと思ひます。

これで第1の質問は終わります。

○大西樹議長 1問目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 第2の質問は、今こそ消費税は5%に戻すべきではないかということについて聞きたいと思います。

大きな話でございますが、内閣府は7月30日、景気の山と谷を判定する有識者会議を開いて、景気回復が2018年10月に終了し、その後、景気は後退に転じていたと認定いたしました。これまで戦後最長の景気拡大と自慢し、消費税の10%への増税を強行するために、景気は回復しているとの立場に固執して日本を大不況に陥れた安倍政権の責任は厳しく問われなければなりません。

政府の月例経済報告は、今年の2月まで回復が続いていると言い張り続けました。昨年1月には茂木経済再生担当大臣が、景気回復の長さについて、戦後最長になったと見られると会見で述べました。政府の景気回復を続けている、茂木氏の言葉もいずれも偽りであったことが改めて明らかになりました。

これまで戦後最長とされたいざなみ景気、2002年2月から2008年2月の73か月間ではありますが、小泉政権下での円安で企業は大変潤いました。一方で、家計部門の回復に実感がなくて、2009年の1月の閣議後の会見で、当時の与謝野経済担当大臣がこれをかげろう景気と表現したことを私は記憶しております。中にはリストラ景気と命名するものもありました。国民の間に実感なき景気拡大の典型とされたものです。

今回の景気拡大による実質国内総生産の年平均上昇率は欧米諸国には到底及ばず、1.1%にとどまり、成長できない国になりました。いざなみ景気のあのかげろう景気でさえ1.6%の経済成長でありました。

政府の言う71か月間の景気拡大は、多くの国民にとっては全く実感のない、私に言わせれば足踏み景気ではなかったのではないのでしょうか。自分勝手に事実をゆがめ、2018年10月から日本経済の景気が後退局面になっているにもかかわらず、1年後の2019年10月に消費税を増税したことは、コロナで景気が悪くなったのではありません。新型コロナが収束しても、菅新政権が現行のアベノミクスを続ける限り、菅新首相は安倍政治の継承と自助、共助、公助、すなわち自己責任論の強調の二つだけで、この国をどうするかというビジョン、中身がありません。ですから、景気回復とはならないことを、今、指摘しておきたいと思います。

諸外国はコロナ禍で景気を下支えするために、消費税、日本の消費税、向こうでは付加価値税といますが、減税を行っております。冷え込んでいる内需を拡大しようと懸命になっております。コロナ禍での緊急減税として、英国では外食やテイクアウト、ホテル、劇場や観光施設を対象に20%を5%に、15%の減税を行っております。ドイツではレストランやカフェ内の食事を対象に19%を5%に、14%の減税を行っております。

また、お隣の韓国では、年間売上げ6,000万ウォン、日本円で540万円ですが、

これ以下の事業者には納税を免除しました。

このほかにも、ノルウェー、オーストリア、ベルギー、ギリシャ、ブルガリア、コロンビア、中国など、20か国近くが減税対策を実施しております。

内需を拡大させることが、今、最も重要です。国民、県民、町民の生活、命と暮らしを守る最大の手だては、今すぐに消費税を5%に戻すことではないでしょうか。

安倍さんになって、5%から8%、10%、二度の増税がありました。しかし、この間、日本の経済は1.1%しか成長できない、世界でも遅れた国になりました。

GDPの6割を占める家計消費を支えることが最大の景気回復になると思います。私たちの命、暮らし、最も有効に支援できるのは、また、公平公正で平等な手だては、消費税の減税ではないかと思います。

町長に伺います。この冬にはインフルエンザとコロナの第3波がやってくると言われております。できる対策は全て打つべきと考えます。税の減免措置、国保など、国の減免制度、支援制度、これらの周知徹底を今以上に積極的に町民に行うべきではありませんか。あるいは全国町長会、知事への要請、ありとあらゆる手だてを講じるべきと考えます。町長が今どのようにすべきだと考えておられるのかお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の、消費税は5%に戻すべきではないかという御質問にお答えいたします。

2019年に新型コロナウイルスの最初の症例が中国で確認され、瞬く間に世界へ流行が広がり、多くの国で感染の抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施されるなど、人や物の流れが制限され、世界経済は急激に悪化しました。

感染拡大の抑制のため、外出制限や自粛、国や地域によってはロックダウン、渡航制限に伴い、人同士が接点を持つ対面サービスの需要が激減し、観光や宿泊、航空などでは前例のない規模で需要が縮小しています。

さらに、対面接触を行うサービス業を中心として失業の増加、所得の低迷と大幅な影響を及ぼしております。

世界経済が低迷している中、世界中の各国が新型コロナ禍で国民救済の経済対策を行っており、付加価値税、日本の消費税に当たる間接税であります。税率引下げや減税措置を実施している国は19か国あるとの報道も耳にしております。

経済政策で消費税を減税し、消費、景気の回復が最優先であるとの声や、消費税を短期的に下げたり上げたりすれば、大規模な買い控えと駆け込み需要を誘発し、経済が混乱するとの声などを耳にしていますが、今後の経済政策につきましては、政府の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。ぜひ町長におかれては、いろんな関係各

部署へ町民の暮らしを守る、そういう立場を貫いていただきたいと思います。

これで2番目の質問は終わります。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

小山直樹君。

○小山直樹議員 それでは、3番目の質問に参ります。

コロナ禍で問われる日本の遅れた教育環境についてであります。

経済協力開発機構（OECD）は、9月8日、2017年度の加盟各国などの国内総生産（GDP）に占める小学校から大学に相当する教育の公的支出の割合を公表しました。日本は2.9%、OECD平均4.1%を大きく下回り、比較可能な38か国のうち37番目でありました。

公的支出の割合が高かったのは、ノルウェー6.4%、コスタリカ5.6%、アイスランド5.5%の順、最低は日本ですが、アイルランドの2.8%であります。

ちなみに平均以上の国、9位、ニュージーランド、11位、フランス、12位、カナダ、16位、アメリカ、17位、イギリスであります。

平均以下で目ばしいところは、ドイツが26位、韓国27位、31位にイタリア、日本より上位にある国、どれだけ分かるでしょうか。36位、リトアニア、35位、ルクセンブルク、34位、スロバキア、33位、ギリシャ、32位、チェコ。

何度も言っていますが、日本は教育予算の分野でも先進国などではありません。後進国であります。公立の初等教育、小学校相当のークラス当たりの平均児童数は、OECD平均の21人に対して日本は27人、まんのう町、一番多い四条小学校では19.2人、同じく前期中等教育、中学校相当のークラス当たりの生徒数、OECD平均23人、まんのう町24人、日本の平均32人、一層差が開く結果となります。初等、前期中等とも加盟国中で2番目に多い生徒数であります。

まんのう町はOECD平均クラスと言えます。国内基準に照らせば、確かに恵まれた教育環境にあると言えますが、国際的に見れば、決して恵まれているとは言えません。平均的です。

今、全国で、コロナ禍もありますが、少人数学級を要望する声、大変大きくなってきております。それは教室こそが3密に一番近い場所だからであります。

OECDは新型コロナウイルス感染症の予防対策として、ほとんどの加盟国が1メートルから2メートルの人と人の距離の確保を学校再開の条件にしている、こう指摘しています。当然、日本はそうはなりませんね、都会では。

これまでも度々学校の先生の過重労働、問題になってきておりました。今もそうでありますが、学校施設の消毒作業は、今、誰が行っているのでしょうか。トイレの清掃作業は生徒さんが行っているというふうに聞きましたけれども、もし先生たちが担当しているのであれば、それを教育委員会はよしとするのかどうか、答弁を求めたいと思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 小山直樹議員の質問にお答えしたいと思います。

コロナ禍で問われる日本の遅れた教育環境についてというお尋ねでございますが、まんのう町内の小中学校の現状にも触れながら、日本の教育環境の課題について御説明を申し上げます。

まず、最初に触れておかなければならない課題といたしましては、コロナ禍で小中学校が臨時休業となり、学校へ登校できなくなった子供たちへの教育の体制への準備や整備ができていなかったことは事実であり、社会問題となっております。

昨日も何度か申し上げましたけれども、諸外国に比べましてIT環境の整備やオンライン授業への対応が2周遅れにもなっていたわけであります。日本の公立学校においてオンライン授業の体制が整備され、遠隔授業が不完全でもある程度実施された学校は5%程度でありました。このことも再三申し上げてきたわけでございます。今後に備えるためにも、オンライン関係といった分野の教育は整備しておかなければならない重要課題であると受け止めております。

現在、まんのう町教育委員会におきましても、これらに対応した準備を鋭意進めております。国におきましても、GIGAスクール構想が全国的に進められており、今年度中には整備が完了するものと考えておりますが、全国的に関連機器等の需要が高まっております中、鋭意努力してまいりたいと考えております。

今回のコロナ禍は、学校教育のみならず、日本社会のデジタル化への遅れを取り戻す契機となったと前向きに捉えております。教育委員会もこのことについては痛感いたしておるところでございます。

次に、御指摘いただきました少人数学級についてであります。35人を超えると学級を二つに分けるという考え方であります。御指摘のとおり、国におきましては、小学校の1、2年生で35人学級が進められておりますが、他の学年につきましても、県教育委員会とまんのう町教育委員会の措置として35人学級が完全実施されております。まんのう町教育委員会におきましては、10年近く前から全国に先駆けて35人学級につきましても実施してまいりました。

ちなみに、令和2年度のまんのう町内の小学校1学級当たりの平均人数は21人程度、中学校は30人程度となっております。現実には少人数体制が進んできたものと考えております。

次に、OECD加盟国38か国中、国の公的な教育予算が最低クラスとなっているとの御指摘がございました。2019年9月に発表されましたOECDの調査結果によりますと、初等教育から高等教育の公的支出が国内総生産（GDP）に占める割合はノルウェーが6.3%、フィンランドが5.4%となっており、日本が、先ほど御指摘のとおり2.9%と、38か国中、下から2番目であるということが明らかになりました。このことにつきましても、先月、9月9日の日経新聞にも、先ほど小山議員が御指摘になられた内容

が記事として載っております。

OECDの平均は4.1%となっております。小山議員の御指摘のとおり、国の公的な教育予算は低いものとなっております。教育委員会といたしましても、有効な策は教育委員会としてはないわけでございますが、全国の教育委員会連合会、あるいは県教育委員会を通して鋭意要望してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

それから、何点か御指摘がありました点について申し上げておいたらと思います。

小中学校におきまして、コロナ感染以後の予防とか、あるいはトイレの指導について誰がしているのかというお尋ねがございました。

予防については、これは教職員が行っております。机の上を拭いたり、あるいはトイレの殺菌をしたり、そういったことにつきましては、教職員で分担して実施をしているわけでございます。

また、子供たちのトイレにつきましては、これは今回のコロナ禍ということだけではなくて、随分以前から、子供たちの使うところにつきましては、十分予防対策を試みと申しましょるか、長靴を用意したり、それからホースを使ったり、あるいはいろんな用具につきましても、教師の指導を徹底していたしておるわけでございます。

そこで、こういったトイレとか学校内の清掃につきましては、日本の教育は明治5年に学校制度が始まって以来、自分たちが使うところは自分たちで美しくする、そういった教育の基本的な考えを持って教育が進んできたわけでございます。ヨーロッパにおきましては、そういった清掃は外注をするということが定着しておるようでございます。しかし、日本の今回のコロナ禍によりまして、難点は出たわけでございますけれども、この子供たち自身が自分の場を清めるという人間教育の視点は、これはこれ以後も日本の教育には生かしていかなければいけない、残していかなければいけないものであるというふうに私自身も考えております。御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 御丁寧にありがとうございました。

私は先生の負担がこれ以上増えて、授業に支障が出るのではないかとこの心配をすることです。

国連、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール4（教育目標）達成のためのキャンペーン、SDG4教育キャンペーンが実施したアンケート、これに自民党から共産党まで7政党全てが教育予算をOECD並みに増やすことに賛成しております。ぜひ進めていただきたいと思っております。

日本がGDP比でOECDに追いつくには、公的支出を6兆円近く増やす必要があります。高等教育を除いた比較でも、4兆円近い増額が必要です。日本がそうすることは、経済的にも非現実的なことではないと思っております。

OECDは、また、日本の国公立大学の授業料、学士課程について、データが入手可能な国々の中で最も高い、こう分析しています。貸与型奨学金によって、日本の学生の卒業

時の平均負債額は2万7,489ドル、およそ290万円に上る、こう指摘しています。

そこで、お聞きします。町内出身の学生が卒業時に負う負債がどれほどあるのか調査したことはございますか。また、ほかの市や町が行っているような学生への支援策、あるのか、また、検討中なのか、答弁を求めます。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

大学生がどれだけの卒業時に負債を抱えているかというのは、まんのう町教育委員会におきましてはデータは把握をいたしておりません。県とか国においては、こういうデータは把握をしておりますけれども、町内につきましては、申し訳ございませんが、そういうデータは持ち合わせていないわけでございます。

ただ、まんのう町で何人か奨学金を受けておられる方があります。大学生につきましては1か月5万円、12か月で60万円ですので、卒業までに240万円ということになるかと思えます。ですから、全体的な数ではございませんので、統計上の処理はできないわけですが、240万円の負債を抱えている子供がいるということは事実でございます。

それから、小山議員が御指摘のように、GDP比、本当に日本の教育費が低いわけでございます。これは教育行政を担うものとしても、もっともっと増えれば、子供たちにさらに充実した教育が行えるのではないかというふうに期待をしておるわけでございます。しかし、まんのう町におきましては、議会の皆さんの御支援や、あるいは町長部局の御支援もいただいて、まんのう町内の教育予算については、本当に温かい対応をいただいておりますので、他の市町から比べますと、本当に恵まれているというふうに思っております。これは大変ありがたいことだと思って、感謝を申し上げておるわけでございます。以上でございます。

○大西樹議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 日本の平均的な教室の面積、63から64平米というふうに聞いております。日本にある米軍基地内の学校は79平米、およそ日本の1.23倍広さがあります。御存じでしょうか。日本の税金、思いやり予算で建設された在日米軍基地内の学校は少人数学級が実現されております。米軍基地内の学校を運営する米国防教育局（DODEA）によれば、小学校1年から3年の一クラス当たりの定員は18人、一人当たりの面積4.4平米、小学校4年から中学生まで24人、一人当たり3.3平米、こう規定をされているそうであります。

日本の小学校では、小学生の定員は35人、いずれにしても、日本よりはるかに広い教室で授業を少人数で受けていると。日本の教室面積が世界基準でないことも、この際、知っておくべきだと思います。

日本の子供たちには感染リスクと隣り合わせの過密な教室を押しつけながら、米軍の子供たちにも日本の税金で快適な学校を提供する。この不当性が、今、コロナの中でも問わ

れております。

2014年に完成した神奈川県にある池子住宅地区内の小学校の場合、予算額は建設予算67億円、2017年にこの学校を視察した我が党の岩室逗子市議によれば、教員と補助教員の二人体制で事業が行われており、いじめ問題などに対応するため、心理カウンセラーが年2回、生徒全員と面談をする。岩室議員は、同じ教育環境が都会であります逗子、日本の子供にも提供できたら、こういう感想を持ったそうであります。余計なことでありました。

ぜひ、町長、教育長には、今後とも、生徒とともに先生たちが伸び伸びと働くことができ、充実した教育活動ができる環境をつくっていただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。

10時35分までお願いします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回、私の質問は、まんのう町のコロナ対策についてです。

9月16日現在、香川県の新型コロナウイルスの感染者は、今日の新聞によりますと93人です。まんのう町の感染者は3人でございます。これ以上の感染者を出さないための予防対策として質問をいたします。

通勤、通学する家族の健康を確かめたいとか、高齢者の家族の健康を確かめたい、冠婚葬祭で人が集うとか、仕事で多数の人と接する機会が多いときなど、一般住民が感染しているかどうか気になり、サンプル中に新型コロナウイルスの遺伝子配列が存在しているかどうかを検査するPCR検査を個人的に受けたいときにはどうすればいいのか。

病状がないときは、風邪か新型コロナか分からない場合、そのときはかかりつけ医で診察してもらおうと思うんですが、風邪でないと診断結果が出れば、その後の一連の流れはかかりつけ医が指示してくれるだろうと考えますが、PCR検査を受ける場合の費用は1万5,000円とネットでは出ていました。個人負担か町の補助金があるかどうかを質問いたします。自分のためですので、家族のため、まんのう町のため、補助金があれば検査を受ける人が増えるのではないかと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの、まんのう町のコロナ対策についての御質問にお答えいたします。

まず、PCR検査につきまして、相談から受診、検査までの主な流れに沿って説明させていただきます。

相談、受診の目安として、息苦しさ、強いだるさ、発熱等の強い症状が一つでもある場合、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方など、重症化しやすいとされている方及び妊婦の方につきましては、発熱やせきなどの風邪の症状がある場合、また、その他の方が発熱やせきなどの症状が長く続く場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターへすぐに御相談ください。

そこで感染が疑われると判断された場合は、帰国者・接触者外来が紹介され、受診し、医師の判断に基づいて検査を受けることになります。この費用につきましては、診療費などを除く検査費用は無料となります。

また、コールセンターや保健所などを通さず、医師が必要性を判断し、PCR検査などが行われることもあります。この場合、香川県と検査に関する契約を結んでいる医療機関であれば、診療費などを除いて検査費用は無料となりますが、かかりつけ医など地域の医療機関でこの検査ができるかという点につきましては公表されておりませんので、直接御相談いただくこととなります。

次に、風邪か新型コロナウイルス感染症か分からず、どこを受診すればよいか悩まれた場合ですが、現時点では、先ほど説明しました新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安に該当する方は、コールセンターに受診の相談をしてください。それ以外の方につきましては、発熱がある場合、かかりつけの医療機関に事前に電話で御相談の上、受診していただきたいと思います。

今後は、先ほど小山議員へお答えしましたように、季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備が行われ、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医など地域で身近な医療機関に直接電話し、相談、受診をし、必要であれば検査を受けるという体制整備が行われます。かかりつけ医がない、あるいは対応できないなどの場合は、帰国者・接触者相談センター、現在の香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターが受診・相談センターと衣替えして御相談に応じ、診療、検査の対応が可能な最寄りの医療機関が案内されるという体制になりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 個人がする場合に、費用のことなんですけれども、これは町としては見る予定とかそういうのはあるんですかね。お願いいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 ただいま白川議員さんから御質問がありました個人の検査についてお答えします。

個人が求めたときに検査をする、いわゆる自由診療というか、自己負担をする場合なん

ですが、県内でも公表はされておりませんが、医院によってはホームページに載せているところもございます。先ほどおっしゃいました安価で1万5,000円程度のところもあれば、県内でよく見かけて把握しているのは、3万円から4万円程度、証明なども含めましたら、もう少しかかるということもございます。また、出張とか渡航目的につきましても、同じように、ある協会のホームページでも実施可能な医療機関が紹介されております。

今、申し上げました自由診療につきましては、全額自己負担となります。これに関する補助金等は現在のところ実施しておりませんし、近隣でもまだ実施しているという状況は把握できておりません。

先ほど町長も述べましたように、今後、体制を整えていく上で、この自由診療、結構高額になるわけですが、説明が漏れておりました。もともとPCR検査が1万8,000円程度、検査料全て含めましても2万円弱というのが行政検査の場合の料金でございます。それに比べて、自由診療となりますと、保険が適用されないということで高額となっておりますので、この件につきましては、今後、十分研究する課題かと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。症状がない場合に、自分で行って検査する場合には、今のところは、町としては補助金というようなのは考えていないということなんですけれども、先ほども言いましたように、自分のためとか、家族のために気になる人がおるだろうと思うんですね。例えば、これ、今、放送を聞いてる人は、多分、お年寄りが多いと思うんですけれども、そういう人のためにも、家族のためとか自分のために、補助金があれば行こうかというような人が出てくるだろうと思うんですけれども、今のところはそういう補助金のことは考えてないということなんですかね。もう一度、確認いたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

今現在の時点では、そういうことは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。今は考えてないということで、先ほども、まだ近隣市町ではどこも補助金を出していないということなんですけれども、まんのう町は何事も先駆けてやるということなんで、ぜひとも一番に補助金が出るように、そういうことに努力してもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再々質問にお答えいたします。

今後の状況等も判断して、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。新型コロナウイルスは、私も含め、誰もが感染する病気であります。感染者やその家族などに対する詮索とか差別的扱いや誹謗中傷は絶対にしてはならないと思います。私たちが闘う相手は新型コロナというウイルスであって、人間ではないことを自覚したいものだと思います。

それと、まんのう町のコロナ関連標語にもあるように、「もう終息と気のゆるみが2波3波」とならないように、この難局を乗り切るためにも、もう一度、気を引き締めて、その後に広げよう、新たな日常、定着へと進みたいと思います。

以上で、初めの質問を終わります。

次、教育長に質問をいたします。

毎年のことですが、冬にはインフルエンザがはやります。インフルエンザが学校ではやると、学級閉鎖などの措置が取られますが、学校のコロナ関係としてもいろいろな場合が考えられます。通常登校か出席停止の境界はどこにするのかお答え願います。

例えば、児童生徒、教職員の家族の職場に濃厚接触者がいた場合はどうするのか。児童生徒、教職員の家族が濃厚接触者となった場合にはどうするのか。児童生徒、教職員の家族の感染が判明した場合はどうするのか。児童生徒、教職員の感染が判明した場合はどうするのか。児童生徒などに発熱等の風邪の病状が見られた場合にはどうするのか。保護者から感染が不安なので学校を休ませたいと相談があった場合にはどうするかなど、児童生徒の通常登校、出席停止か否かの対策というものは考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校でのインフルエンザと新型コロナウイルスの感染症対策をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

学校では、現在、文部科学省のマニュアルに従い、家庭で体温を測ってきていない児童生徒に対しましては、登校時に教師が検温を行っております。その結果、37度を超えている場合におきましては、出席させないことといたしております。発熱の原因が風邪であるのか、インフルエンザであるのか、また、新型コロナウイルスの感染によるものなのかは学校では判断することができません。先ほど、町長がお答えしましたとおり、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えて、地域の診療所等でも発熱者の相談や診療、検査を行う体制が整う予定であるとのことであります。

したがって、発熱のある児童生徒に対しましては、まず病院で受診することが重要であると考えており、このことを学校におきましても徹底してまいりたいと思っております。

それから、先ほど大変詳しい項目を挙げられて、出席停止になるかどうかというお尋ねがございました。今、実際、実施しております現状についてお話を申し上げたらと思いま

す。

出席停止につきましては、文科省あるいは県教委からその基準が明確に示されております。それで、今回のコロナ禍についてどの状況出席停止にするかということでございますけれども、これは現在の状況を考えますと、幅広く捉えております。ですから、心配して、コロナでないかなという精神的な問題も含めて、欠席もしていいという判断をしております。ですから、出席停止ということでございます。

つい先日、9月10日の日に県教委とまんのう町教育委員会で高篠小学校の学校視察を行いました。その折に、学校では靴置場のところに教員が2人、机を並べて健診というんでしょうか、体温を測ってきていない子供の体温を測ったり、あるいは体がだるいかどうかといった一般的な症状について確認をいたしておりました。そこでどういう状況にあるかというのは学級担任にも連絡して、状況が緊迫しておりましたら、出席停止という判断もすることになっております。これはそのときそのときの、ここに、今、白川議員が挙げられましたほかにもいろんな対応、事情がございます。それは学校で判断ができない場合には、教育委員会へ相談をいただく体制を取っておりますし、教育委員会で判断ができない場合には、県教委の西部教育事務所と対応ができるような仕組みができておりますので、具体的には最終的にそこで判断したいというふうに思っております。以上でございます。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。いろんな場合に出席停止かどうかを決めるということなんですけれども、出席停止というのは、学校から連絡があれば、それは学校としては欠席扱いになるんですかね。それとも出席扱いとか、どういうことになるんですかね。お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

出席停止というのは、これは法的な措置ですので、出席扱いということになります。以上でございます。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。学校のほうから出席停止ということが連絡があれば、出席扱いになるということなんで、これは保護者の方は安心するだろうと思います。

それでは、もう一つ、学校のコロナ対策として、正しい手洗い、せきエチケットなどの基本的な感染対策の徹底や密閉、密集、密着などの3密を避けてゼロ密を目指したいと思うんですけれども、例えば手洗いに関して、水道の蛇口を手で触るのはどうかということで、自動化などの計画はあるか、また、感染防止のため、身体的距離の確保で、今までなら、会話をするときは正面で相手の目を見て話すことがいいことだと思われていたんですが、今年からは、会話をするときは可能な限り真正面は避けるとか、楽しいはずの給食が、机を向かい合わせにしない、座席を離して前を向いて食べるとか、会話を控えるとかなど、

これでは給食をおいしくいただけないのではないかと思います。部活動の対外試合とか運動会、遠足、プールとか修学旅行など、小学生の楽しいイベントが今年は中止や延期になっています。来年は通常に戻るだろうと思いますが、特に小学6年生とか中学3年生は残念がっていると思います。心のケアを十分してほしいと思いますが、何か具体的な対策は考えているでしょうか。お願いいたします。（三好勝利議員退席 午前10時28分）

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

今、御指摘になったとおり、学校は明治5年以来、行ってきた教育活動ということが平常には行われず、これは明治初めから150年間にわたりまして、一度か二度あった状況でございます。そういう状況ですので、何とか乗り越えていかなければいけないというふうには考えております。

ただ、感染する可能性があるのに、それを進んでやるということは、教育委員会、学校としては十分配慮しなければいけない、そういうふうに思っております。

それから、いろんな行事が当然少なくなっておるわけでございますが、一番代表されるのが、小学校6年生と中学校3年生の修学旅行であります。この修学旅行というのは、我々も今の時点でも、小さいときに旅館でどういうふう楽しんだとか、友達と枕を投げたとか、それはずっと残る一生の思い出でございます。それを取ってしまうというのはどうかということで、今、じくじたる思いで考えておるわけでございます。

今のところ、10月の初旬に最終の判断をしたいというふうに思っております。これは幾らでも延ばすわけにはいけないわけですが、ですから最終の判断がさらに状況を見るという判断になるのか、もう中止するということになるのか、あるいは修学旅行先を変更して実施するのか、そういった何点かの検討する課題は、今、抱えておるわけでございます。学校も専門機関でありますので、子供一人一人の気持ちに寄り添ったいろんな対応を考えていております。

また、毎月行われます園長、校長会議でも、このことについては、その都度、情報交換をいたしておるところでございます。よろしいですかね。

○白川正樹議員 はい、いいです。

○三原教育長 ありがとうございます。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。教育長が言ったように、修学旅行というのは本当に心に残るものがございます。私も小学校のときは高知県へ汽車に乗って行きました。そしたらトンネルがたくさんあって、数えよったんやけど、途中から数えるのが分からんぐらいになったというようないろんな思い出があります。決定かどうかいうのを10月の初旬に決めるということなんですけども、もしも中止になった場合、何かそれに代わるものを何か考えているんでしょうか。やっぱり小学校6年生とか中学校3年生は、さっきも言ったように、思い出に残るので、何かイベントがあったらいいなと思うんですけ

ど、どうでしょうか。

(三好勝利議員入室 午前11時02分)

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 今、御指摘をいただいた点につきましては、あらゆる場合を考えて、検討をいたしております。遠足をどうするのかとか、あるいは小運動会を実施するのか、それから、ほかにも今までやってこなかったような新しい学校行事を企画したらどうかというので、各学校では英知を集めておるところでございます。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。ぜひとも、特に小学校6年生とか中学校3年生に思い出に残るようなイベントを考えてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○大西樹議長 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 朝夕、めっきり秋らしくなってきました。私が今回の最終の質問者となっておりますので、涼しくなったおかげで、頭のほうも回転があんまりよくはなかったのが、ちっとはいいのかなというふうに自負いたしておりますので、町長、よろしく申し上げます。

まず、私、びっくりしております。つい最近、国土交通省が日本の食料問題に触れました、自給率の。びっくりしました。当然、農水省が、農村振興局が食料自給率、カロリーベースで38%、40%弱というのは農水省が言うもんだと、そういう認識で何十年もおりました。

国土交通省が日本の食料自給率38%、これをいかに考えるかと、こういう文句を出しております。びっくりしました。恐らく皆さんもびっくりされたと思います。なぜか。よくよく考えますと、最近の地球の温暖化が9割、8割あるのか知りませんが、そういう関連説が飛んでおります地球の温暖化による台風の大型化、集中的な豪雨、時間雨量120ミリ、130ミリが多いところでは当然何時間も降る地区もあるわけです。国土交通省が管理する一級河川、氾濫し、挙句の果てに決壊する。相当な復旧費に金がかかる。事前に抑止すれば、1割、2割で済む金額が、復旧するとなれば、その何倍もかかる。何十倍もかかる。ここに国土交通省が変わった提言をしてまいったわけです。そこまで来ると、農水省も放っておけません。農地の保護、国土交通省が心配しておるのは、その上、東京の直下地震、南海トラフによる地震等を踏まえて、国土交通省がそういう危機感を持ってきた。

そうしますと、農水省が、国がやるのが一番いいわけで、農地中間管理機構というのは当然まんのう町にも派遣おります。まんのう町の農地が約2,600ヘクタール、水田が2,000、畑地が600。この間の委員会でも、私、申し上げましたが、管理機構の職員が1人では手に負えないのではないかと、こういう意見を出させていただきましたが、

琴平とまんのうでもう一人はいけるんだけど、相手方が、今、必要ないというから、まんのう町には1人で対応しておるんだと、こういう答えが返ってまいりました。

実際、2,600ヘクタールある農地を、当然、農業委員さんがあります。農地利用最適化推進委員さんもございます。しかし、国が派遣する職員、そちらのほうがこれから重要視してくるわけです。国が予算をつけてくるわけですから。

そこで、この委員さん1人は、将来、町長さんがまた県のほうとも十分協議していただいて、2人にしていただくような方法も考えていただかないかん。

私、今、入手しておるのは、これ、やっぱり圃場整備ですね。なぜか。農水省が言うのは、国土交通省にやられるもんだから、治水対策も含めた多面的機能を持つ農地の充実、圃場整備を考えろと、こう言いよる。これ、農地管理機構に貸せば、個人の所有者は一銭も要りません。全く関係なく、預けるだけで、圃場整備をして返還してくれる。単純に言えば、そういう制度なんです。

そういう制度はまんのう町も西から言えば財田川、真ん中に金倉川、東に土器川の源流なんです。ここを最近の気候条件を踏まえた環境的なものを踏まえると、十分管理せなんだら下流が荒れる。こういうことを想定しなきゃいけない。ですから、圃場整備の感覚をひとつ変えていただきたいなど。

私、まんのう町が合併して以来、ずっと言い続けてまいりましたが、ここ1年余りは圃場整備には触れておりません。なかなか難しいのが現実として私も分かっておりますから触れておりませんが、こういう機会を捉える必要がある。あんまりまだ全国でも多くは利用しておらないだろうと。香川県は恐らく利用してないだろうと思います、この制度を。他県はぼつぼつ利用してますが、そういうような時代が変わってきておるんです。地球規模の変革です。それに対応しなきゃいけない。

ここへコロナが入った。外国からは輸入が止まる。自給率38%で120%持つるのは米だけなんです。ほかの農産品はみんな足りない。だから農業に本腰を入れて、国が、関係ない国土交通省が、越権行為か何か分かりませんほどのことを心配されとる。農水省がやらんわけにいかん、これは、そこまで言われりゃ。これはひとつ町長、考え直していただきたい。

しかし、これ、まんのう町の立地条件がいろいろありますから、どうしても人口のことも考えないかん。宅地のことも考えないかん。しかし、ある程度の区切りを、線引きをする考え方を当然同時に考えていく必要があるのではないかなと、こう思っておるのですが、この地区は住宅地、商業地、ここは農業中心の圃場整備地区、もう一つ南へ行けば、森林保護を主体にいくとかいろいろあろうかなと思いますが、そういう改革をするお考えはございますか、町長。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、川原議員さんの農業振興についてという通告書に基づいてお答え申し上げます。

今、日本の農業は人口減少に伴うマーケットの縮小や農業者の減少、高齢化の進行など、厳しい状況に直面いたしております。

また、産地間競争が激化し、農産物価格が低迷する中で付加価値の高い農産物を生産販売するなど、もうかる農業経営を实践できる担い手を育成するとともに、担い手が安定的に生産できる基盤の確保や、それを可能にするための体制整備が重要であると考えます。

まんのう町では、まず、農業委員会が農地パトロールや農地意向調査、農地利用状況調査などを行い、遊休農地の発生防止に努めるとともに、町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体的に活動し、農地集積、集約化を加速的に推進していきます。

担い手育成確保につきましても同様に、関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しては、集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら、集落営農法人設立を強く推奨してまいります。

また、担い手農家には、企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧め、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、生産基盤関係では、従来からの農業機械への支援のほか、野菜や花卉など栽培施設の設置につきましても有利な補助事業を利用して、高付加価値商品生産へ取り組む農家の支援をしてまいります。

また、特定農作物関係では、これまでヒマワリ、ソバを中心として農産資源を活用した6次産業化やグリーンツーリズム事業などを進めております。

今後も、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業や鳥獣被害防止対策事業を継続的に実施し、6次産業化にも取り組みながら、成長産業になるよう努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

森林、林業については、本町は県内でも有数の森林面積、森林資源量を有する地域でありますことから、森林整備の推進とともに森林資源を有効に活用していきたいと考えております。

まず、森林整備の推進についてでございますが、近年の異常気象の増加などを考えますと、森林の持つ洪水防止機能などを適正に発揮させることが重要ですので、造林事業につきましても、植栽から間伐までの事業について、国、県の補助制度に町補助を上乗せし、森林所有者の負担軽減に努めるとともに、森林組合や林業推進委員と協力し、事業推進を行っております。

また、森林資源の活用につきましても、町産材の利用促進は林業振興の要であるとともに、森林整備の促進につながることから、積極的に取り組むこととしており、公共施設の建築に際して積極的に町産材を使用するほか、民間住宅につきましても、町産材の使用に対して補助を実施しているところでございます。

森林環境教育としては、町内の小学校やこども園を中心に、森林学習の支援や積み木体

験などの木育活動、大川山での自然体験やツリークライミング体験など、教育現場のニーズに合わせたプログラムを提供する「まんのう町みどりの学校推進事業」を実施しておるところでございます。

今後も、森林環境教育や木育の推進について継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、川原議員さん御質問のありました新しい改革と申しますか、まんのう町をそれぞれの地区に分けて考えていくというようなことも、今後、十分状況を判断しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 新しい話では、条件によって区分していくというお考えは、町長、お持ちでありますので、それは随分進歩したお考えだと歓迎をいたすわけでございます。それより前のは、今までの話、すごく優等生の町長の答弁でございますので、それは私も何十遍も聞いておりますから、もう大体覚えております。

そこで、私が、今日、言いたいのは、変わった制度がありますよと。ここまで国が農業に本腰入れてくるんよというところが言いたかったわけです。ですから、当然、国が入れてくるということは、県も関心を持ってくる。そうすると、やっぱり自治体、自分のところでありますから、これはまたいかないかと、こうなるわけですが、いろいろな機関がございまして、手順を追っていく場合と、逆の手順を踏む場合と両方あるわけですね。

今、農業をしておる方の中に、高齢化ずんずんしてきます。当然、若い方も出てはきておりますが、それよりは高齢化になっておる確率のほうが高いわけです。その方の一番心配の種は、やっぱり草刈りなんですね。中山間は平場と違うんです。中山間になってくると、畦畔がやっぱり2メートル、高いところは3メートルもある。そういうところへ国のほうも目をつけております。これは一番重労働だと。冬、草が生えるわけでないんですから、真夏の今年三十七、八度、ひどいところでは41。何度というところも出てますが、そういう一番暑いときに草を刈らないかん。これは大変だということで、国のほうがまず考えてみる。本来は普及所とか県へ行って、県からまた国へ行ってと、逆なんですよ。上から、国のほうから、実はここなんですと。現実はこちらなんですと。いや、それはちょっと考えないかんかと。しかし、どこっちゃしてないんだと、日本はまだ、圃場整備した後の防草シートをね。今、圃場整備は防草シート、初めからはできます。今、こういう方法でやればできるけども、20年、30年前にやっておる圃場整備のところには、まだ対応したところが日本にはございません。

そこで、国のほうが何が一番農業に問題を抱えておるんやと、中山間で。平場のところは畦畔が低いわけですから、そんな心配はないわけですけども、中山間地域ではどうということなのか。やっぱり除草です。草刈りが一番暑いときにやらなきゃいけないから大変なんですと。こういう話を3年前にいたしました。

当然、我々の地区も圃場整備をして、木柵池を含めたかん排事業をやって、各地区の池

30か所、全面改修して、二十数年にわたって事業をずっと継続してきました。県庁にも理解しておる課長、部長がおります。霞が関の中にも何人かおります。そういう中で、まんのう町にこういうところがあるのを、これ、ちょっと考えてみるかと。それだけ大変な中山間、もう現場知ってますから、分かってますから、やってみるか。そういう話が入って、現実には国のほうはかなりの力を入れて、全国で初めてですから、模索しながら話が進んできておる。

県のほうも、国がやるんだったら、県も放っておくわけにはいかんでしょうと、こういう話なんですね。そうすると、町もひとつお考えをいただきたいなど。私、こう思っておるんですが、町もある程度の認識はされておって、ここら辺まではというお考えはお聞きしておりますが、本来、自分の所有権として持つておる畦畔であれば、これは自分で何ぼかは出しても、これは仕方ないだろう。しかし、中山間というところは、逆に農道が上に行くわけですね、急峻なわけですから。どこか接点と農地はありますけども、自分の所有権者でない、いわゆる官地部分まで農業者が払わないかんのかと、せないかんのかと。実際、管理してるんですよ、今。だからそこらに対して町がどう理解をしていただけるのか、これ、町長どうですか。

○大西樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 ただいまの川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、基本的に土地改良施設の維持管理というものは、地元の方をお願いしているところではあります。今、話にもありましたように、圃場整備、こういったところにつきましては、今、考え方として、国であるとか、県であるとか、こういったところも、そういう方向性で、極力地元の農家の方に負担をおかけしない中で、どのように農業を振興していこうかという、そういう方向性になっていこうかと思っております。

その中で、では国がやり、県がやり、その中でじゃあ町はどうするのかという中で、じゃあ放っておきましょうという話には当然なりませんので、ではどうしていくのかというところにつきましては、県の農政部局ともども検討していく中で、今後、どのようにしていくかというところも考えていきたいと思っております。

ただ、当然、予算という限られた枠もございますので、そういった中でどういった方向性が考えられるのかというところを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○大西樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 課長の今の答弁は大体内容は分かっておいでになると思っておりますから、そういう内容になるんだろうけども、これ、この圃場整備自体、町長さんを筆頭に、副町長さん、総務課長、非常に聞いていただいて、そこら辺、同じ圃場整備しても違うんですよ。例えば団体営でやるとか、いろいろやり方あるんですが、国がやる方針に従ったほうが絶対うまくいくんです。国がこれだけは予算つけてやるからと、初めからそうなるわけですから、下からこれだけの面積をやるからお願いしたいんやというんじゃないで、

国から先、こういう制度にのっとしてやるほうが、間違いなくプラスになります。プラスになるということは、国が予算をようけつける。国がようけつければ、県もようけ出さなしようがないんですよ、これは、ガイドラインというのがあるわけですから。じゃあ、最終的に自治体が出す金が少なくなってくると、こうなるわけですから、同じ事業をやっても、やっぱり国の制度に乗った、しかも早く乗ったほうがやりやすい。記憶に覚えていただけるんですよ。

これは霞が関の方がやっぱり知らなんだら、香川県にそんなところがあったかなと、これでこういう話が出てこないんですよ。やっぱりどこかで現場で会って、こういう話やった。自分もこういう仕事をやって完成させたという、自分に対する自負があるんです、皆。だからいろんな話が出てくるわけですから。わけの分からんような細かい話をしたんでは、向こうが分からない。

やっぱりこの事業も県単でやってますから、団体営とかそういうものでなくて、県営事業でやってますから、県の方も知っておられる。出向で来られた職員がおったのが、今、霞が関でおる方も何人かは知っておる。現場を知っておるんです。まして人間関係も知っておると思います。

ですから、そういう制度、いろいろ変わった制度、今回、出てきたんは特に、国土交通省が、冒頭に申しましたが、こんな話するわけないと思った、私は。間違いかなと思って確認したけども、やっぱり国土交通省が言うてる、自給率の問題を。農業問題に触れた。そういう時代なんですよ。

縦割り行政でないけど、これはこの担当の課やから、そっちはそっちやということではないんです。直接でないけども、間接的には関連するから、国土交通省が食料自給率に触れてきた。そうなってくると、農水省が放っておくわけにいかないから、また一步踏み込んでくると。こうなっておかしいんですよ。

ですから、やっぱり国が予算をつける。じゃあその次、県が予算をつける。そして、町がつけるときには、町単だけでやれいうたら、これはえらくて大変ですけども、やっぱりそういう事業に町長、副町長、財政を握る総務課長、本腰でちょっとこれはまんのう町これでいきますよという方針を出していただくように。担当の課長、頭下げてもなかなか、町長、副町長、総務課長が理解してくれんことには、なかなか前向いてはえらいかなと思っておりますが、町長、どうでしょう。こういう国がやれと言いよるものに、現実的にやっぱりやったほうが一番いいのかなというお考え、町長さんのさっきの答弁は、二、三年前の、私、覚えてます。地区割をするというのは初めてお聞きしましたが、それも今回のこの圃場整備も含めて、私が言うのは圃場整備、残っておるところ。しておところは県営でやったりいろんなやっておるところの分については、やっぱり自分の管理はしておりますが、それが一番引っかかっておるんですよ。熱中症になれへんかというような、38度も39度もあるときに草刈るのが大変やから、農業はなかなかできないという方が現実には高齢化になってきておる時代の中では難しい。

そこのところを踏まえながら、町長、どうでしょう。まんのう町の農業はこうあるべきだというお考えをお聞かせいただきたい。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど説明がありましたように、農水省でなくて国土交通省のほうから自給率38%やろうというような発言が出て、それに対応して農水省もいろいろ新しい制度を考えておるということでありまして、その一つの中に圃場整備、国が地元負担金なくてやれるような圃場整備をやろうというような新しい制度もできたと、今、話を聞きました。そういうことでもありますので、まんのう町としても、新しい制度につきまして十分調査研究をして、香川県ではまだどこも取り組んでいないということでもありますので、まず十分情報収集もし、調査研究をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんが前向きな姿勢でおっていただけるんが、町民のために一番最高だと思っております。

圃場整備は、今、そういうお考え。既存のやっておられるところをどうするかというのは防草シート。これはひとつ国がこれをやらなんだら農業を守れんと、こういう判断をしておるわけですから、これ、全国で初めてなんです、まんのう町。やるとすれば、来年、初めてです、全国で。全国でそれをやったところはないです、防草シートを。民地への防草シートはやったところなし。間違いないです。そこまで国がやれば、県も気合入れてこないかと。ですから、これはひとつまんのう町が今までと違う農業。農業だけじゃないんですね。間接的に、町長さん、今、おっしゃっていただいたのは、多面的機能を持つ農業なんです。国交省が言うのは、洪水調整とか、多面的機能を持つ農地を荒らしたら、復旧費が大変だというんで、横から言いよるだけの話であって、そこまで言われりゃ、農水省が放っておくわけにいかんから、立ち上がったというような格好ですので、まんのう町も全国で初めてであれば、なおかつ、ひとつ十分そこらはお考えいただきたいと、こう思っております。

将来の農業を、本当におっしゃるとおり厳しいから、若い方があんまり農業従事したがない。ですから、担当課もいろいろ努力しておるのは分かるんです。農業委員さんとかそういう方が楽な目をしようと思ってない。しかし、それではいけないものがあるんです。例えば、この防草シートをやって、集約しようという場合は、農業委員さんだけの紹介ではいけないんです。国がやれと言いよるんだから、農地管理機構を通じて来いと、いろいろな制約がある。それはあるんです。だから私が言いたいのは、事業は国が主体でやるような事業に乗ったほうがいいのと違いますかと、こう言いよるわけであって、農業委員さんも大変な御苦労されておるんです。えらい目しとる。けども、そこではいけない。管理機構を通じて集約せよと。これは国がやる事業ですから、そうなるわけなんです。大きなものに乗ったほうが、私は時代を先取りしていける。

まして、東京の直下型は直接はありませんが、南海トラフ等は、これはいつかは全く分かりませんが、近寄ってきておるのは事実でありますから、20年後、30年後か分からんけども、あしたかも分からん。近寄ってきておるのは事実。こういうことも踏まえながら、国のほうもいろいろ努力するところはしていこうと。

まして、私が一番思っておるのは、全国で例がないそういうことに対して、まんのう町がどれだけ国のほうへも応えていけるか。そこら辺のことも側面的に町長にお願いしたいなど。町長の再度のお考えをお聞かせいただきたいなと思っております。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

国のほうもいろいろ農地等について考えをさせていただいておるということでもありますので、国が初めて取り組むという事業もございます。そういったことでもありますので、十分情報収集、調査研究をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それは未来ある今の町長のお言葉を聞いて、未来が輝ける農業が育ってくることを私は、今日、確認、期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大西樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、10月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員